4/21/2009

＊キリスト教学特殊講義＊＊＊＊

S.　Ashina

2009 年度

キリスト教思想における社会・政治・民族（３）

＜講義予定＞

オリエンテーション

序論　宗教と社会・政治・民族　4/14

Ⅰ　「政治的なもの」とキリスト教　前期

1　キリスト教社会主義と宗教社会主義　4/21

2　「政治的なもの」―シュミット、アーレント、ムフ―　5/12

3　国民国家とアナーキズム　5/19

4　主権論とホモ・サケル―アガンベン―　5/26

5　ティリッヒと意味の形而上学　6/2

6　ティリッヒと宗教社会主義　6/9

Ⅱ　キリスト教思想と経済

1　聖書の宗教と経済　6/16

2　キリスト教と資本主義　6/23

3　経済の神学と公共性　6/30

4　経済と環境、あるいは政治の復権　7/7

Exkurs　キリスト教から見た東アジアの多様性―家族・死者儀礼―　4/28

Ⅲ　東アジアの近代化とキリスト教思想

Ⅰ　「政治的なもの」とキリスト教

１　キリスト教社会主義と宗教社会主義

（1）問題――近代の政治思想としての社会主義

１．政治神学の成立の可能性やその根拠

キリスト教が人間の救済をその具体性において問題にしようとする場合、公共性あるいは社会的秩序との関係性を無視することはできない。

２．近代という時代の政治状況：国民国家の形成とグローバル化の進展、啓蒙主義

自由と平等を普遍的理念→アナーキズムや自由主義から社会主義、そして共同体主義に至る、近現代の主要な政治思想が共有する問題圏

３．社会主義：近代の歴史状況を端的に反映した政治思想である。

源流は近代以前に辿る。社会主義という用語の起源――一七八九年にイタリア語

社会主義の多義性・曖昧さ、近現代の政治思想における特別な位置

（2）キリスト教社会主義とその限界

４．「社会主義」：近代――欧米諸国による国民国家モデルと世界覇権の形成――以降に

登場した広範な諸思想・諸運動を含む理論群に対して用いられる包括概念。

共産主義に限定されない広い意味における社会主義

近代の自由主義的資本主義的な社会秩序の進展によって発生した諸矛盾（貧困、劣悪な労働環境など）を社会変革や社会的共同性・相互性によって克服することを志向し、人間的生の全体における自由と平等（政治的平等から経済的平等への拡張を含む平等主義）を内容とする道徳的正義と幸福の理念との実現をめざす。

５．理論と実践

近代社会における労働法制定の動向の中から。

イギリスにおける全般的団結禁止法（1799 年、1800 年）

1802 年の工場法（ロバート・ビールの工場法。若年徒弟の労働時間を一二時間に制限）となって現れ、1824 年の団結禁止法撤廃を経て、八時間労働制の確立――1917 年にロシア革命後のソ連で導入され、1919 年のＩＬＯ第一号条約として確立する――。

６．イギリスのキリスト教社会主義運動：1848 年、J.ラドロー、F.D.モーリス、C.キングスレーらに指導された社会改良運動。信仰に基づき、隣人愛と神の前の平等というキリスト教的理念の社会的実現を目指す。

職能別組合や消費組合などの各種の相互扶助の組合運動、そして労働者教育（隣保館・セツルメント事業、労働者大学）

７．イギリスを超えて同時代のアメリカやスイス、ドイツなど。

第二次世界大戦後のフランスの労働司祭運動や解放の神学

８．アメリカの社会的キリスト教。1880 年代の神学運動

南北戦争後、19 世紀後半のアメリカにおける社会矛盾（貧困問題と労働問題）

新しいキリスト教神学建設の要請

９．隅谷（1977、 21-22）

（１）神の内在性の強調。進化プロセスにおける神の内在を認め、宗教の目標は世俗世界（地上）における良き生活（神の国）の実現に置かれる。

（２）罪人としての人間観の否定。人間の不完全さや欠陥の原因は社会的矛盾にあり、それらは理性によって改善可能である。

（３）隣人に対する自由な奉仕の象徴としてのキリストの十字架の強調。キリストの贖罪思想は後退し、キリストの愛へ強調点が移る。

10. 片山潜らを介して日本におけるキリスト教社会主義

同時期のアメリカの「社会的福音」（social Gospel）

11. 明治期の日本キリスト教は近代日本の政治・社会的状況との関わり

自由民権運動への積極的な関与、キリスト教的な戦争論の展開（内村鑑三の非戦論など）、足尾鉱毒問題への取り組み、そして、労働運動・社会運動への先駆的で指導的な関わり

12. 「日本の社会主義はキリスト教を一母胎として生まれ、活動してきた。しかしキリスト教界の大勢は社会主義に消極的であり、日露戦争では見解が全く対立した。社会主義者はキリスト教が次第に自分たちと敵対する支配層の側に立ち、それに奉仕する宗教であると断定するようになった。これに応じてキリスト教社会主義といわれる人たちの中

に自己分裂が生まれてきたのである。」（土肥、1980、218）

13. 近代日本の状況→キリスト教信仰と社会主義思想の両方を保持し続けることの困難
　片山潜、石川三四郎、安部磯雄、木下尚江ら

14. チャールズ・E・ガルスト（Charles Ekias Garst、1853-99 年）、1883 年来日。
　社会問題研究会（1897 年）、社会主義研究会（1898 年）

15. 「明治の土地問題の端緒は、六年の地租改正にあった。わが国資本主義の本源的蓄積に決定的役割を果したこの土地改革は、幾多の問題をはらんでいた。第一に、地価の百分の三と定められた税率が高率なることは、政府自身が改正条例の中に認める所であり、徳川時代の旧法による場合にほぼ等しいものであった。」（工藤、1996、33）

　ガルストのとった伝道方針は、「かれら農民に福音を聞かせるためには、まずかれらの貧困の問題をともに考え、その解決に努力することが必要」（同、114）との認識に基づいた、「すべての神の子たちを、神の食卓につける計画」（同、42）。

16. 租税軽減論と地租増徴論（地主への増税による産業資本家の負担軽減）
　ヘンリー・ジョージ(H.George)の土地単税論。

　「地主の不労所得たる地代をすべて社会に没収し、これを国家の唯一の財政収入となそうとする一種の土地社会主義」（同、50）。

17. 「天は主のもの、地は人への賜物」（詩編一一五編一六節）との聖書の言葉に基づいて、神によって与えられた土地に対する万人平等の権利を主張し、地主による土地独占を批判するという姿勢である。「ガルストの単税論における根本原理は、人が生れながらにして与えられた自由をば、それを阻碍するいっさいのものを排除して獲得しよう」（同、九〇）とする自然法思想と、この土地使用の自由と平等における神の義の実現という信仰的確信。

18. 「ガルストは地主への反感から増徴論を積極的に支持した。その結果、三一年一二月の地租増徴案の可決となったが、増徴された地租が小作料として小作人に転嫁され、小作人の困窮をますます増大する危険を彼は見通すことができなかった。しかもその半面において、地租増徴によって、これを財源とする産業資本家の育成が押し進められ、土地私有とは別個の独占の生ずることもまた彼は見抜きえなかった。ここに彼の単税論の社会改革思想としての限界が指摘される。」（同、93-94）

　「ガルストの単税論及びその運動は、一個の思想的啓蒙運動に終わった」（同、62）

19. キリスト教社会主義の理想主義が有した、社会的進歩への楽観的見方（楽観的な人間理解と歴史理解）と、過度の心情主義。R．ニーバーの言う「愚かな光の子」

20. 「われわれにとって今日特に関心を唆られるのは、第一次大戦後のティリッヒやニーバーによって提唱されつつあるキリスト教社会主義であって、そこには従来の所謂キリスト教社会主義の福音信仰を逸脱する『社会的福音』の立場と呼ばれる安易な楽天的な内在主義に対する厳しい批判的態度が見られる。そしてそれがバルト神学の超越主義と既往の自由主義的なアングロ・サクソン神学とに対決するという意味をもっている点で注目される。」（武藤、一九五五、二七）

21. 問題は、一九世紀の理想主義の真理契機を生かしつつ、それを乗り越える現実主義とは何か。

（3）ティリッヒと宗教社会主義

21. スイスやドイツにおいてなされたキリスト教と社会主義との積極的な関係づけの試みとしての宗教社会主義。クッター、ラガツ

　キリスト教会への批判的距離を意識し、教会の信仰告白に対する自由な態度を有していた。

22. カール・バルト：

自由主義神学、ザーフェンヴィルの労働問題、宗教社会主義運動

→　第一次世界大戦における戦争政策に対する神学者を含むドイツ知識人の公然たる支持、ドイツのキリスト教社会主義の愛国主義運動への転換。

　宗教社会主義から弁証法神学への転換：新しい世代の神学者において共有。

23.「ストライキとゼネストと街頭闘争、もし必要ならば、それらはなされねばならない。しかし、それに対する宗教的正当化や栄光化はなされるべきではない！　……社会民主主義的に、しかし、宗教的・社会的にではなく（*nicht* religiös-sozial）！」（Barth, 1919, 520f.）

24. 批判の論点：宗教社会主義がその正しさを主張する際に、「キリスト教的」「宗教的」であると述べること。「宗教的」と主張することによって、政治という「この世」の事柄を宗教的神学的に正当化しようとするあり方。

　「神の判決と審判」、「神の革命」を、あたかも自らの力で（「別の革命」として」）遂行しようとするところに、「革命家の悲劇」（Barth, 1922, 464）と不義が存在する。

　宗教社会主義における「宗教的」と「社会的」を「宗教的―社会的」という仕方で結合する「ハイフン」が人間の不遜（巨人主義）であるとの批判

25.『ローマ書講解』の基本的認識：「神は天にいまし、汝は地上にいる！」（ibid.,　294）との神と人間の「無限の質的差異」に基づいている。バルトにおける政教分離原則の徹底化。

26. バルトにおける政教分離原則は、単に国家と教会を原理的に区別するにとどまらず、むしろ、両者の区別が生じるその根源から、いわば逆説的にキリスト者の政治的実践を生み出すものとなったのである。キリスト教の弁証は、特別な弁証神学によって遂行されるのではなく、神学が真に教会的神学に徹するところにおいてこそキリスト教の弁証は有効になされる。

27.「この宗教社会主義批判を、単純に、キリスト教と社会主義の宗教社会主義的な一元化に対して、両者の二元化を原理とする立場からの批判であったとみるのは、十分に正しい考察に基づく判断であるとは言い難い。さらにまた、この宗教社会主義批判の背後にあるより根源的な二元論（Dualismus）、すなわち、神と人間との間に横たわる無限の質的差異に基づく二元論に由来するものとみるのも、適切であるとは言い難い。この『ローマ書』における二元論は、既述のところから既に十分に明瞭な通り、『根源』における一元論（Monismus in Ursprung）に基づいている。」（大崎、1987、404）

28. 教会と国家との関係を、神の国とこの世界との関係――神の国の超越性と内在性（断絶性と連続性）――というより大きな連関の中で論じることが必要なる（「神の国／教会／世俗社会」の三者関係）。

29. 宗教的社会主義批判と宗教批判　→　人間理解の問題

「宗教は不信仰である」、「神の啓示は宗教を止揚する」というバルトにおける「宗教と啓示」との峻別に基づく宗教批判（『ローマ書講解』から『教会教義学』まで）。

↓

バルト以後における宗教社会主義の可能性。バルトの宗教論（宗教批判）の妥当性の吟味。

30. キリスト教社会主義の限界がその楽観的な人間理解にある、宗教社会主義の問題も、同じ人間の問いへと収斂する。

↓

ティリッヒの宗教社会主義論

（４）展望

31. バルトの政治思想：政教分離に基づく逆説的な名をふせた政治への関与。

↓

逆説性の精密な検討。宗教的批判と政治的批判を統合した理論の構築。

政治的ロマン主義の台頭→宗教的批判と政治的批判が同時に継続的に遂行されねばならない状況。

＜文献＞

１．Tillich, Paul

(1) Protestantismus und Politische Romantik, 1932, in: *Paul Tillich. Gesammelte Werke. Band II.*, Evangelishes Verlagswerk, 1962.

(2) *Die sozialistische Entscheidung*. 1933, in: *Paul Tillich. MainWorks.3.*, deGruyter, 1998.

２．Barth, Karl

(1) *Der Römerbrief*（Erste Fassung,1919）, in :*Karl Barth. Gesamtausgabe,II. Akademische Werke*, Theologischer Verlag, 1985.

(2) *Der Römerbrief*（1922）, Theologischer Verlag, 1984.

３．武藤一雄『宗教哲学』日本ＹＭＣＡ同盟出版部、一九五五年。

４．土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、一九八〇年。

５．隅谷三喜男『片山潜』東京大学出版会、一九七七年。

６．工藤英一『単税太郎Ｃ・Ｅ・ガルスト――明治期社会運動の先駆者』聖学院大学出版会、一九九六年。

７．大崎節郎『カール・バルトのローマ書研究』新教出版社、一九八七年。

『恩寵と類比――バルト神学の諸問題』新教出版社、一九九二年。

＜注＞

(1) 政治神学の全般的な諸問題については、Peter Scott and William T.Cavanaugh（eds.）, *The Blackwell Companion to Political Theology*（2nd edtion）, Wiley-Blackwell, 2008 を参照。

(2) 近代という時代を論じる上での留意点については、芦名定道「近代／ポスト近代とキリスト教―グローバル化と多元化―」、『キリスト教と近代化の諸相』（「近代／ポスト　近代とキリスト教」研究会）研究報告論集・創刊号、二〇〇八年、三―一八頁、を

参照。

(4) キリスト教と社会主義との関わりという問題は、キリスト教自体の源泉（イエスと初期キリスト教、そして古代イスラエルの預言者まで）に遡ること要求するものであり――「キリスト教と社会主義乃至は共産主義との因縁は非常に古くまで溯ることができる」（武藤、一九五五、二五）――、本来、聖書解釈による初期キリスト教の社会的公的性格の解明といった基礎的な作業に基づいて論じられねばならない。

(5) 社会主義の概念史については、Art."Sozialismus," in: Joachim Ritter und Karlfried Gründer（hrsg.）, *Historisches Wörterbuch der Philosophie, Bd.9,*（=HWPh.9）Schwabe & Co, 1998, S.1166-1210　を参照いただきたい。この「社会主義」の項目の説明からわかるように、社会主義に包括されるべき事項は多岐に及んでおり、より精密な議論を行う上で留意すべき点は少なくない。

一　社会主義は、西欧近代を前提として成立した。しかし、社会主義はその国際主義的性格から、東欧やロシア、そして中国から日本へと急速に広がって行く。ここに近代化の遅れた、あるいはそれ以前の地域における社会主義という問題が発生し、社会主義は全体主義や植民地主義によって形成された複雑な問題状況に関わることになる。

二　「近代」が提起した問題に対して、近代自由主義（特に個人主義的）と社会主義は異なる人間理解に基づいてそれぞれの解答を試みたと言える。しかし、その後の歴史過程の中で、自由主義も社会主義も相互に影響を及ぼし合い、それによって、多様な中間形態が生み出されることになった。現在、自由主義対社会主義という単純な理念的対立図式を用いるのは実質的にはかなり困難である。

(6) 熊野義孝の『日本のキリスト教』（『熊野義孝全集』第十二巻、新教出版社、一九八二年）では、「日本キリスト教倫理思想史において、「社会的キリスト教」（五九四―六四七）が扱われているが、議論の中心は「学生基督教運動」（SCM）に置かれている。「社会的キリスト教」とキリスト教社会主義あるいは社会的福音との関係については、同書の注一（五九八―五九九）を参照。

(8) ガルストの生涯については、本稿で参照された、工藤（一九九六）のほかに、L.D.ガルスト『チャールズ・E・ガルスト（小貫山信夫訳）――ミカドの国のアメリカ陸軍士官学校卒業生』聖学院大学出版会、二〇〇三年、からも知ることができる。

(9) ヘンリー・ジョージと社会主義との関わりについては、やや微妙な問題点が存在する。ヘンリー・ジョージは、リカードの差益地代論（地代の増加は社会の進歩によるものであり、地代は社会に帰属する）に依拠しつつ、単税（the Single Tax Principle）論を主張したが、彼によれば、この単税論は、個人の労働によって増大する資本の社会帰属を説く社会主義とは異なるものとされ、ヘンリー・ジョージ、そしてガルスト（一八九九年に『単税経済学』を出版）も自らは社会主義者でないと主張している。しかし、ヘンリー・ジョージは、イギリス労働党の創設に関わった社会主義者ケア・ハーディとの交友などが示唆するように、広義の社会主義に含めることは可能であろう。

(10) ニーバーは、デモクラシーとマルクス主義（「愚かな光の子」）がその楽観的人間観のゆえに自己本位の私益と公益との深刻な矛盾を軽視し、賢明な闇の子につけ込まれてしまうと論じる（『光の子と闇の子―デモクラシーの批判と擁護―』一九四四年）。ニ

ーバーのリベラリズム批判は、「社会的福音」への批判としても妥当する。以上の点に関わるニーバー神学の展開については、高橋義文『ラインホールド・ニーバーの歴史神学――ニーバー神学の形成背景・諸相・特質の研究』聖学院大学出版会、一九九三年、六五―一二四頁、を参照。

(11) ニーバーらの批判に基づいて、社会的福音についてはすでに乗り越えられたキリスト教思想との見方が定着しているように思われるが、しかし、おそらくニーバーによる批判の点検を含め、現在、社会的福音の再評価が必要であるように思われる。この点については、Larry Rasmussen, "Global Eco-Justice: The Church's Mission in Urban Society", in: DieterT.Hessel and Rosemary Radford Ruether（eds.）, *Christianity nd Ecology. Seeking the Well-Being of Earthand Humans*, Harvard University Press, 2000, pp.515-529.を参照。

(14) ドイツの宗教社会主義とそれを含めた当時の政治動向については、次の文献を参照。

Renate Breipohl, *Religiöser Sozialismus und bürgerliches Geschichtsbewußtsein zur Zeit der Weimarer Repblick*, Theologischer Verlag, 1971.

Kurt Nowak, *Evangelische Kirche und Weimarer Republik. Zum politischen Weg des deutschen Protestantismus zwischen 1918 und 1932*, Vandenhoeck & Ruprecht, 1988.

(15) 宗教社会主義との関わりを含む、初期のバルトの思想展開については、多くの研究が存在するが、本稿では、大崎（一九八七）（一九九二）などを参照した。

(16) 大崎（一九八七、一四）で、指摘されるように、弁証法神学運動に関わった人々の中には、ブルンナーをはじめ、宗教社会主義と関わりを持っていた人物が少なくない。

(17) 大崎（一九九二、八五―八八）

(18) 芦名定道『ティリッヒと弁証神学の挑戦』創文社、一九九五年、三三六―三三七頁、を参照。

(19) バルトの宗教批判については、大崎（一九八七、一五二―二五七）を参照。

(20) バルトやヒルシュとの論争を含むティリッヒの宗教社会主義の諸問題については、論者も、京都大学文学研究科に提出し博士学位を取得した『ティリッヒの宗教思想研究』（一九九四年）の第二部「キリスト・象徴・歴史」で詳細な議論を行った。宗教社会主義関連部分（第５章「カイロス論と歴史解釈」）については、論者の個人 Web（http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/user/sashina/sub6.htm）上で公開されているものを参照いただきたい。また、ティリッヒの宗教社会主義についての最近の研究については、芦名定道「ティリッヒと宗教社会主義」、『ティリッヒ研究』（現代キリスト教思想研究会）第一一号、二〇〇七年、一――一九頁、を参照いただきたい。

(22) 宗教社会主義以降については、注 20 で挙げた拙論（「ティリッヒと宗教社会主義」。特に一八頁の注 26）を参照。

(23) 一九二〇年後半のティリッヒのプロテスタンティズム論については、研究文献を含めて、芦名定道「P・ティリッヒのプロテスタンティズム論の問題」『日本の神学』（日本基督教学会）二五、一九八六年、四三―六三頁、を参照いただきたい。